TOYOTA HOME

2012年にご入居のオーナー様へ

住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）を受けるために、確定申告が必要です。

1. 対象オーナー様

2012年1月1日（日）から2012年12月31日（月）までにご入居のオーナー様。

2. 確定申告の手続期間

確定申告の受付期間は、
2013年2月18日（月）から3月15日（金）までの1ヶ月間です。

3. 確定申告の申告方法

確定申告書に係る書類は税務署や役所、国税庁のホームページより入手することが可能です。また、事前登録が必要ですが、国税庁の「e-Tax」（国税電子申告・納税システム）も利用いただけます。確定申告書と確定申告に必要な書類を添えて、最寄りの税務署に提出してください。なお、郵送での提出が可能です。

4. 手続きと添付書類

確定申告書と住宅借入金等特別控除額の計算明細書に必要事項を記載して、控除額を計算します。
記載した確定申告書と控除額の計算明細書に下記の必要書類を添えて提出ください。

必要書類	備　考
1.建物の登記事項証明書（原本）	法務局で入手
2.工事請負契約書または売買契約書	原本のコピーで可
3.住民票の写し	役所で入手
4.給与所得者の場合は、源泉徴収票	勤務先から入手
5.借入金の年末残高等証明書	借入先から入手
6.その建物に係る長期優良住宅建築等計画の認定通知書	原本のコピーで可
7.住宅用家屋証明書※（原本またはコピー）または、認定長期優良住宅建築証明書（原本）	※役所で入手

※上記の6･7につきましては、認定長期優良住宅にお住まいの場合必要となります。
※敷地の取得に係る住宅借入金等がある場合は別途必要な書類があります。

5. 二年目以降の手続き

会社員の場合は、一度確定申告の手続きをすれば、その次の年からは確定申告が不要になりますので、忘れずに手続きをお願いします。二年目以降は、勤め先の年末調整で還付されます。なお、自営業の方は、毎年確定申告が必要になります。

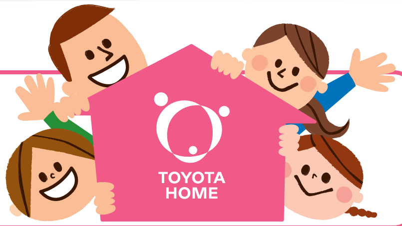

※住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）には、適用要件があります。
※東日本大震災により被害を受けた方を対象として税制上の追加措置があります。
※認定低炭素住宅について、2012年12月31日までの間に都市の低炭素化の促進に関する法律が施行された場合、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受けることができます。

↓

詳しくは、国税庁のホームページをご覧いただくか、お近くの税務署へお尋ねください。

お問い合わせ先